

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課 （06-6615-6833）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	権利譲渡の承認
概要	河川管理者の許可を受けて河川の使用をする者が、その許可に基づく権利について譲渡しようとする場合は、河川管理者の承認を受けなければならないとしています。そのときは権利譲渡承認申請書を提出しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市普通河川管理条例第12条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当すること。 ・譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。 ・申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲りうけとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。
標準処理期間	20日～30日
経由日数	なし
提出先	建設局道路河川部河川課
提出時期	随時
提出方法	権利譲渡承認申請書及び関係書類を建設局道路河川部河川課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局道路河川部河川課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html
備考	